

SECURITY FUKUOKA

2023.2 NO.98



協会HPでも
本誌が閲覧できます



賀詞交歓会開催
警備の日広報活動



一般社団法人 **福岡県警備業協会**

FUKUOKA SECURITY SERVICE ASSOCIATION

CONTENTS

◎ 令和5年 賀詞交歓会開催	1
◎ 経営者等研修会の開催	3
講演 公認会計士 井上昌宏 氏 講演 福岡県警察本部 生活安全部 生活保安課 可部伸男 氏	
◎ 「警備の日」広報活動 ～警察・労働局とともに県民にアピール～	11
◎ 広報委員長のチョットお邪魔してよかですか？ 加盟企業&NEW FACE & 警備ロボット	13
◎ ～犯罪のない安全・安心な社会をめざして～ 警備業防犯組合連絡協議会 活動報告	16
◎ 自治体への要望書提出	19
◎ 随想「監事就任にあたって」一般社団法人福岡県警備業協会 監事 井上昌宏	20
◎ トピックス	21
◎ 令和4年度 安全パトロールの実施について	22
◎ 福岡県で初となるAIを使用した交通誘導機器の実証実験	24
◎ 令和4年「テロ対策福岡パートナーシップ推進会議」への参加	25
◎ 万引防止キャンペーンへの参加	25
◎ 福岡市防災フェアへの参加	26
◎ 「第38回福岡県交通安全県民大会」の開催について	26
◎ 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う警備業務の実施について	27
◎ 合格おめでとう	28
◎ 理事会コーナー・委員会コーナー	29
◎ 全警協・九警協情報	30
◎ 会員の異動	31
◎ 厚生労働省からのお知らせ	33
◎ 暴力団等反社会的勢力排除宣言	36
◎ 事務局だより	37

撮影のため、本誌に掲載中の人物写真はマスクを外しています。



富士警備保障株式会社福岡支社 宮本 淳一さん(36)

勤続7年。主に機械警備に従事しておりますが駐車場出入管理も行います。趣味は身体を動かすことです。
日本拳法黒帯です!(^^)!

表紙の紹介



令和5年 賀詞交歓会開催



令和5年1月16日（月）、博多サンヒルズホテル（福岡市博多区吉塚）において、3年ぶりに賀詞交歓会を開催しました。

本会では、コロナ禍にあることから着座による正餐とするなど、感染防止に十分配慮して行いました。

また、来賓として

公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

専務理事 尾上 芳信 様

公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

会 長 古賀 修 様

事務局長 富崎 正樹 様

の3名の方にご臨席をいただいたほか、当協会役員、会員等91名が参加しました。

開宴に当たり、折田康徳会長が年頭の挨拶を行った後、来賓紹介を経て、尾上芳信福岡県暴力追放運動推進センター専務理事から祝辞と乾杯の音頭をとっていただき、祝宴に移りました。祝宴では、来賓・役員・会員の皆さんが新春のあいさつを交わしながら、和やかな雰囲気の中で交流を深めあうことができました。最後に、古賀修福岡県ビルメンテナンス協会会長のご発声により、出席者全員で万歳を三唱して閉宴となりました。



会長挨拶
折田康德会長



万歳三唱
古賀修福岡県ビルメンテナンス協会会長

● 尾上芳信専務理事祝辞要旨 ●

警備業協会の皆様には平素から暴力団排除に深いご理解とご支援をいただき厚く御礼を申し上げます。暴力団情勢につきましては、工藤会の頂上作戦以降、北九州では企業誘致が進み、雇用も創出されるとともに路線価格も上がったなどの報道もあり、一定の成果がみられております。また、暴力団組員も年々激減している状況にあります。企業襲撃事件

もゼロ、発砲事件もゼロといったところが、福岡県の情勢であります。引続き警備業協会の皆様にあっても、暴力団排除にご理解、ご協力を賜りたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。最後になりますが本年も警備業協会皆様方の益々のご繁栄とご健勝を祈念しまして挨拶とさせていただきます。



祝辞
尾上芳信福岡県暴力追放運動推進センター専務理事

経営者等研修会の開催

令和5年1月16日（月）、令和5年賀詞交歓会に先立ち、博多サンヒルズホテルにおいて経営者等研修会を開催しました。今回もコロナ禍における開催となりましたが、講師お二人による講演は、時宜を得た内容で、大変有意義な研修会となりました。

【講演講師】

- ・公認会計士 井上 昌宏 氏
「インボイス制度の概要」等
- ・県警生活保安課 可部 伸男 氏
「警備業当面の情勢について」



折田康徳会長挨拶

まず始めに、皆さん明けましておめでとう御座います。本日は令和5年福岡県警備業協会経営者等研修会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、各会員の皆様には旧年中、協会の活動にご協力頂き、警備業界の発展にご尽力頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、昨年一年間を振り返りますと、引き続きコロナ感染症の影響を大きく受けましたが、政府が経済活動活性化の観点からWithコロナの政策に転換したことを受けて、福岡県内でも国内、国外の観光客が大変増加しております。更に福岡ではどんたく、山笠、放生会などほとんどのイベントが3年ぶ

りに復活し、また、今年の初詣は各神社・お寺に多くの参拝客が訪れており、町の賑わいもやっと戻って来たと強く実感しております。このことは業務量の拡大ということで本日ご参加の経営者の皆様も実感しておられると思いますが、一方現在警備業界が直面している最大の課題が人手不足であるという事も強く感じておられることでしょう。

コロナ感染症が流行する3年前の時点でも私共警備業界は深刻な人手不足に悩まされていましたが、この3年間、コロナ禍の影響で一時的に人手不足が緩和されたような状況になりました。ところが、昨年後半から経済活動が活発になり急速に警備業への

需要が増大したために、以前にもまして人手不足が深刻な状況となっています。この3年の間に離職した警備員も多いわけですが、その方たちが戻ってこない、中途採用を通年で行っているが、ほとんど応募がないという声を頻繁にお聞きします。

このような状況に対処するためには、今まで以上に給与水準の引上げ、労働環境の改善、長時間労働の是正などの警備員の処遇改善を一層進める必要があります。この点に関しては、全国警備業協会において「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」が平成30年に策定され、その後4回にわたり改訂版が出されており、最新版は令和4年10月に出されています。更に令和3年に全国警備業協会において、「成長戦略のためのアクションプラン」が策定されています。その内容は既にお伝えしておりますので後程参考にして頂ければと思います。

この関係で皆さんに日常的な業務の中では是非実践して頂きたいのは、「経営基盤の強化、単価引き上げ策」という事です。これは自主行動計画から引き続いたテーマであり、人手不足対策の基本をなす警備員の処遇改善に直結する課題です。この問題は警備業界として過去から現在までずっと続く永遠の問題といっても過言ではありませんので、今年一年しっかりと実践して頂きたいと希望します。

さて、本年の経営者等研修会はまず、「インボイス制度、電子帳簿保存法」について公認会計士の井上先生から、また、「警備業当面の情勢について」福岡県警察本部生活保安課の課長補佐可部さんから講演を頂きます。

インボイス制度については今年の10月1日から、電子帳簿保存法については今年の年末から適用になる制度だとお聞きしておりますので、是非参考にして頂ければと思います。



さて講演会終了後、3年ぶりに賀詞交歓会を開催いたします。過去2年間開催を見送りましたが、今年は出席人数を絞って開催いたしますことをご了解いただきたいと思います。

最後に一つ付け加えたいことは、今年11月に当協会として、設立50周年記念式典を開催するという事です。これは昨年の年始の際にも申し上げましたが、昨年は警備業界にとって大変節目になる年でありました。すなわち初めて警備会社が設立されて昨年で60年、そして警備業法が制定されて昨年で50年になります。その際に各県に警備業協会が作られましたので、多くの県において昨年から今年にかけて記念式典が開催されています。その様な中、私どもも11月に式典を開催したいと考えておりますので、是非会員各位にもご協力を宜しくお願い致します。

結びといたしまして、協会会員各社の今後ますますのご発展と、本日ご出席の皆様の本年のご隆盛を御祈念申し上げ開会の挨拶と致します。



インボイス制度、電子帳簿保存法について

公認会計士 井上 昌宏 氏
(一般社団法人福岡県警備業協会監事)

1 インボイス制度の概要

(1) 消費税の概要

ア 消費税の負担と納付の流れ

消費税については、消費者が負担した消費税がそのまま納付される訳ではなく、小売業者、卸売業者、生産・製造業者それぞれの取引における仕入れ額に対する消費税と受け取った消費税の差額を間接税として納付するものである。

イ 消費税計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額 (売上税額)} - \text{課税仕入れに係る消費税額 (仕入税額)}$$

↳ 仕入税額控除

ウ 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等 保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存

📍ここが変わる

(2) インボイス制度の概要

2023年10月1日より、複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入される。インボイス制度の下では、申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入課税控除の要件となる。

(3) 適格請求書発行事業者登録制度

ア 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られる。(税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して登録を受ける)

イ 課税事業者でなければ登録を受けることはできない。適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合も免税事業者にはならず、消費税等の申告義務が生じる。

ウ 登録申請期限

登録申請は、2021年10月1日から提出可能となっている。適格請求書等保存方式が導入される2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を提出する必要がある。

(4) 現行制度からの主な変更点

	区分記載請求書等保存方式	適格請求書保存方式
請求書発行義務(売り手)	○請求書等の発行義務なし ○免税事業者の発行について制約なし	○ 適格請求書の交付・保存義務 (限定的な交付免除制度) ○免税事業者は適格請求書を発行できない(罰則規定あり)
仕入税額控除要件(買い手)	○帳簿及び請求書等の保存 ○免税事業者や消費者からの仕入について仕入税額控除可能	○帳簿及び 適格請求書等の保存 (適格請求書等の保存が不要とされる例外は限定的) ○ 免税事業者や消費者からの仕入について仕入税額控除不可 (経過措置あり)

(5) 売り手サイド：適格請求書(インボイス)の概要
適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
 - ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ※ ①・④・⑤が、今回特に変更となる箇所

日付	品名	金額
11/1	食品A ※	5,000円
11/1	食品B ※	10,000円
11/2	物品	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

消費税等の繰上処理は、適格請求書単位で税率ごとに1回行います。
なお、端数処理の方法は、切り上げ、四捨五入など任意の方法によるものとされています。

(6) 買い手サイド：適格請求書(インボイス)の概要
ア 概要

- 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件
 - 免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として、仕入税額控除の適用を受けることができない
 - 受領者側での「追記」不可
- イ 保存が必要となる請求書等
- 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
 - 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており相手方の確認を受けたもの）
 - 卸売市場委託等の受託者交付書類
 - 上記に係る電磁的記録

ウ 帳簿のみの保存で控除できる場合

- 3万円未満の公共交通機関運賃（船舶／バス／鉄道）、自販機、郵便ポスト
- 適格簡易請求書の記載事項を含む回数券方式の入場券
- 古物営業、質屋、宅地建物取引業
- 再生資源等の購入
- 従業員に支給する日当、通勤手当等

(7) 免税事業者からの仕入に係る経過措置

ア 2023年10月1日以降、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者）から行った課税仕入れは、原則仕入税額控除の適用を受けられない。

イ 但し、制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。

ウ 経過措置適用のための要件

免税事業者等から受領する請求書等（区分記載請求書等と同様の事項が記載されたもの）を保存

経過措置の適用を受ける旨を帳簿に記載

2 令和5年度税制改正大綱によるインボイス制度対応への影響

(1) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置の導入

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより、事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる。

(2) 中小企業者に等に対する事務負担の軽減措置の導入

ア 対象事業者：基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税

売上高が5,000万円以下である事業者

- イ 適用期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間において行う課税仕入れについて適用
- ウ 対象取引：当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である取引上記に該当する取引について、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（適格返還請求書）の交付義務が課されることとなる。この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額を、売手が「売上値引き」として処理する場合にも、「値引き」として適格返還請求書の交付義務が生ずることとなり、新たな事務負担が発生するとの懸念の声があった。

そこで、事業者の事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）については、返還インボイスの交付を不要としている。

3 電子帳簿保存法の概要

(1) 制度の概要

電子帳簿保存法については、電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引の3パターンに分類される。

○電子帳簿保存

紙ベースで受領したものについて、自社の会計ソフト等で電子的に帳簿を作成し、データを保存

○スキャナ保存

紙ベースで受領したものについて、スキャナー等で読み取り、データとして保存

○電子取引

取引先等からメール等で、電子データとして送られてきたものを保存

この電子取引については、必ず電子データとして保存するように義務化されているので注意を要する。

(2) 電子取引

ア 電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行うことをいう。

(法第2条第5号)

※ 取引情報とは、取引に関して受領又は交付する注文書、契約書、送り状、領収証、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項

イ 電子取引の範囲

電磁的方式により行う取引とは、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引で、通信手段を問わず全て該当する。例えば、次のような取引が含まれる。

○いわゆる EDI 取引

○インターネット等による取引

○電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）

○インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

(電子帳簿保存法取扱通達 2-3)

※ EDI (Electronic Data Interchange) とは、電子データ交換のことで、コンピュータネットワークを介して、企業間の受発注や帳票のやりとりなどこれまで書類でやりとりしていた業務をオンラインで行うこと

(3) データ保存上の措置 ～真实性の確保～ (施行規則第8条第1項)

ア 取引情報の授受後遅滞なく、電子データにタイムスタンプを付すとともに、電子データを保存する者かその監督者に関する情報を確認することができるようにすること。

イ 正当な理由のない訂正削除の防止に関する事務処理規程（ルール）を定めて運用すること。

ウ 下記のいずれかの方法に沿って措置を講ずる～電子取引を行ったデータの保存要件～

○タイムスタンプ

- ・発行者で付与した場合～受領側にて付与不要
- ・発行者で付与していない場合～授受後約2ヶ

月以内に付与

- データの訂正、削除を行った場合、その事実・内容を確認することができるシステムまたは、訂正削除ができないシステムを利用
- 訂正、削除の防止に関する事務処理規程を整備し、備付けしておくこと

(4) 保存方法の詳細（保存すべき取引情報） ○は必須・△は推奨

項目	EDI取引	メール	電子契約
関係書類の備付の内容	○ システム概要書 △ 操作説明書 △ 利用に関する規程	○ メールシステムに関するシステム概要書 △ メール運用規程	○ システム概要書 △ 操作説明書 △ 利用に関する規程
見読可能性の確保の方法	○ ディスプレイ ○ プリンタ or 書面	○ ディスプレイ ○ プリンタ or 書面	○ ディスプレイ ○ プリンタ or 書面
検索機能の確保の方法	受発注年月日（範囲指定） 受発注金額（範囲指定） 取引相手先 その他主要な記載項目 ※日付、金額については課税期間中、範囲指定して検索ができること その他の項目は2つ以上の項目で組み合わせて検索ができること	受信年月日、送信年月日（並べ替え） 受信者、送信者件名、本文（△） 添付書類（△）	各登録書類ごとに日付、金額（範囲指定） 各書類の主要な記載項目 ※日付、金額については課税期間中、範囲指定して検索ができること その他の項目は2つ以上の項目で組み合わせて検索ができること



～ 講演 ～

警備業当面の情勢について

福岡県警察本部 生活安全部 生活保安課 課長補佐

可部伸男氏

1 県内の治安情勢

(1) 令和4年中における刑法犯認知件数

令和4年中における刑法犯認知件数は28,788件で、平成14年をピークにマイナスで推移していたが、令和4年は前年よりプラスに転じ2,451件増加した。増加した要因の罪種は、自転車盗(1,760件増加)、詐欺(330件増加)、車上狙い(145件増加)となっている。

刑法犯認知件数については、各方面の働きや取組みにより犯罪の総量抑止に一定の効果を挙げている状況にある。

(2) 県警の最重点課題

ア 暴力団の壊滅

昨年中は暴力団員による長期未解決事件の殺人未遂及び銃刀法事件の検挙、その他工藤會における中心的役割をしている者の検挙をはじめ、官民一体となった暴力団排除活動による、北九州市、久留米市における暴力団事務所の撤去といったものが昨年中の成果といえる。

また、工藤會については、野村、田上両被告に対して死刑判決等が出て、現在の構成員数は約180人であるが、その内収監されるなどして活動できない者が多数みられる。

ただ暴力団対策については、今後も未解決凶悪事件の検挙や準暴力団や半グレなどといわれる共生者への対策が、今後の課題として挙げられる。

イ 飲酒運転の撲滅

令和4年中における県内の飲酒運転の検挙件数は1,391件で、前年より299件増えているが、飲酒運転に伴う交通事故の発生件数は89件で、前年より5件減少している状況にある。今後も県警としては、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例等の周知徹底を図るなどして、飲酒運転撲滅に取り組んでいく。

ウ 性犯罪の根絶

令和4年中における県内の性犯罪認知件数は281件で、前年より30件増加し、検挙件数は210



件で、前年より2件減少した。この性犯罪については、10～20歳代の被害が7割を占めていることや、SNSを通じて被害にあうケースも頻発していることから、検挙は勿論、被害にあわないよう広報啓発活動を行っていく。

(3) その他の治安課題

ア ニセ電話詐欺

令和4年中における県内のニセ電話詐欺の認知件数は368件で、前年より39件増加し、また、被害額は約9億2千万円で、前年より約1億6千万円と被害額が急増している。昨年は、犯行グループの中核被疑者である暴力団構成員の検挙を行い、暴力団の資金源の一つとなっていることが明らかとなった。

また、ニセ電話詐欺の被害者の8割が65歳以上の高齢者であることから、今後も高齢者に対して被害手口などを広報して、未然防止に努めていく。

イ サイバー空間の脅威

令和4年(1～11月)までに、サイバー犯罪に係る相談件数は5,934件で、サイバー犯罪検挙件数は333件となっている。デジタル化に伴いSNSを利用したフィッシング詐欺や、ランサムウェアの被害相談等が増加している。

2 警備業の現状

(1) 県内の警備業者等（令和4年末）

- 事業者数 516 業者（前年より 3 件増加）営業所数 650 営業所（前年より 4 件増加）
- 警備員数（令和3年末）21,245 人（令和2年末と比べ 255 人減少）

(2) 行政処分状況（令和4年中）

- 指示処分 2 件（教育義務違反、警備員名簿等不整備）
- 指導書等 2 件（変更届出義務違反）
- その他 115 件

【指導等の内容】

- 警備員名簿等不整備 104 件
- 契約書面交付（不備）違反 1 件
- 教育義務違反 5 件
- 変更届出義務違反 2 件
- 指導監督義務違反 1 件
- 警備業務実施の基本原則違反 2 件

(3) 行政処分の公表基準について

ア 行政処分の公表基準（公表対象）

- 認定の取消し
- 指示
- 営業停止命令
- 営業廃止命令

イ 行政処分の公表基準（公表内容）

- 認定証番号
- 処分者の氏名
- 主たる営業所の所在地
- 処分対象の営業所の名称、所在地
- 処分年月日、処分理由及び根拠法令

ウ 行政処分の公表基準（期間）

当該処分が行われた日から起算して3年間

(4) 警備員の非行事案等（令和4年中）

ア 業務中 2 件

- ・暴行 警備員が交通誘導警備中、声掛けした男性から動画を撮影されたため、撮影を制止する際、男性の上半身に腕があたる暴行を加えたもの
- ・傷害 警備員2名が交通誘導警備中、警備員同士でもめ事になり、着衣をつかんで倒す暴行を加え、加療2カ月を要する傷害を負わせたもの

イ 業務外 13 件（うち6件が逮捕事案）

- ・器物損壊 2 件
- ・窃盗（万引）5 件
- ・福岡県迷惑行為防止条例違反（盗撮、痴漢）2 件
- ・暴行 1 件
- ・道路交通法違反（無免許運転、酒気帯び運転）3 件

ウ その他 3 件

- ・警備員の曖昧な誘導により誤認し、赤信号で交

差点に侵入して発生した物件事故 1 件

- ・業務中の運転の仕方現場作業員ともめ事に発展した事案 1 件
- ・コンビニにおいて財布を横領した占有離脱物横領（被害申告なし）1 件

(5) 令和4年中の立入りの状況

立入り実施件数延べ563回（対象個所671個所・警備業法第47条に基づき実施）

本年も管轄警察署の担当者による立入りを行うので、ご協力をお願いします。

3 生活安全産業への期待

令和4年の警察白書には、「警備業は、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、現金輸送警備業務、ボディーガード等の様々な形態を有しており、特に各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備業務が広く普及するなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所等の重要施設での警備業務を行っているほか、2020年東京大会においては、大会会場等の警備業務を遂行するなど、安全で安心な大会の実現に貢献した。警察では警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正を図っている。」と紹介されている。

また、本年、広島で開催が予定されているG7サミットに関して、このサミットに対するテロ対策等も重要な治安課題となっており、その中で空港等の重要防護施設の警備など官民一体となった対策を推進する必要性からも期待されている。

4 行政手続のオンライン化について

警察行政手続サイトが立ち上がり、これまでは、廃止の届出、服装の届出、服装変更の届出、護身用具の届出、護身用具の変更の届出がオンライン申請で行えていたが、これに加えて、令和5年1月4日からは、営業所の届出（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務を行おうとするときの届出に限る）もオンライン申請が可能となった。

※文中における各数値については、講演当日における暫定値を示す。

「警備の日」 広報活動

～警察・労働局とともに県民にアピール～



博多駅前広場



全国警備業協会が制定し、日本記念日協会に平成27年に認定され、本年で8年目を迎える「警備の日」。

福岡県警備業協会では、県民の皆様に警備業への理解と信頼を深めることを目的として、11月1日(火)午前11時から「警備の日」広報リーフレット、キャラクターハンカチ、ポケットティッシュ、「ニセ電話詐欺被害防止」広報リーフレット等をセットにし、JR博多駅前広場にて700セット、小倉駅前ペDESTリアンデッキにて500セット、合計

1,200セットを配布致しました。

当日は、お忙しい中

福岡労働局 職業安定部 職業安定課 2名
福岡県博多警察署 生活安全課長 他2名
博多防犯協会 1名

にご来臨賜りました。

また、協会広報委員会に、加盟各社の従業員の皆さん、あやめ会の皆さんを加えた、60名での実施を計画していましたが、当日は予定を上回る多くの協会関係者の方に参加をいただきました。



小倉駅前ペDESTリアンデッキ

感染者数は落ち着きを見せてはいるものの、今回もコロナ禍での広報活動となり、配布物を受け取って頂けるか心配していましたが、配布するにあたり全員、手袋とフェイスシールドを着用して説明を行いながら配布したところ、早々に配付物も無くな

りました。通行中の方は「警備の日」の説明に興味を持って受け取られ、博多駅前広場、小倉駅ペデストリアンデッキともに、事故等も無く広報活動を終了致しました。



入里広報委員長 挨拶



博多駅前広場における配布状況



小倉駅前ペデストリアンデッキにおける配布状況



河村広報副委員長 挨拶

～PS～

「JR 博多駅の金色のカエル」

このオブジェは、奈良県のマスコットキャラクター「せんとくん」を制作した彫刻家の藪内佐斗司 氏の作品で、2011年の博多駅ビル開業時から人と街を見守ってきました。

見つけたら「幸福」になるそうですよ。

他にも隠れキャラがいるそうですので、是非探してみても？



広報委員長の

お邪魔して

チョツと、よかですか? ~加盟企業&NEW FACE 紹介~



今回のよかですか?は、福岡県公安委員会認定第1号の加盟企業さんと多角的な取り組みをされている社長さん方。NEW FACE はとてもフレッシュな新人さん達。警備ロボット第二弾でセントラル警備保障株式会社さんのところへお邪魔して来ました。

博多湾環境整備株式会社

加盟企業

代表取締役 犬丸 謙一

〒812-0031
福岡市博多区沖浜町12番1号
博多港センタービル3F
TEL 092-291-8080
FAX 092-272-2687
<http://www.kankyouseibi.co.jp>



弊社は昭和58年2月に設立。同時に警備業の認定を受け業務を開始し、お陰様で約40年となります。

海二街ヲ「創ル」、海ノ環境ヲ「守ル」、人ノ交流ヲ「支エル」の企業スローガンの下、港湾工事、浚渫工事、河川維持工事、海上清掃などのインフラ整備事業やインバウンド、MICEに関わる事業として福岡市海浜公園の指定管理者や福岡国際センターの維持管理を行っています。

警備部門は、福岡国際センターのオープン当初から年間を通して施設警備業務をはじめ大相撲等の各種イベントの交通誘導・雑踏警備業務に従事しております。

博多湾を一望しながらの恵まれた勤務環境の中で、「厳正な勤務」「丁寧な市民応接」「誇りと使命感の堅持」を信条に日々の勤務に励んでいます。

コロナ禍の向かい風で我慢の連続ですが、これを優秀な人材獲得と教育の充実を図る絶好の機会と捉え従業員一同前向きに取り組んでいます。今後共宜しくお願いします。



株式会社大興社

加盟企業

代表取締役社長 野形 修一

〒819-0043
福岡市西区野方3丁目1番5号

TEL 092-811-2058
FAX 092-811-2458
<http://www.daikousha.jp>



弊社は昭和49年に設立され、ビルメンテナンス業を中心にお客様からの様々なお声にお応えしようと模索する中、昭和58年に警備業の認定を受けました。施設警備業務を実施し、お客様へ安全・安心を提供することにより、さらなるサービスの向上が図られたのではないかと考えております。現在では、病院内サービス業務や環境施設運転管理業務、受付・案内・電話交換業務、緑化事業及びその保守管理業務、労働者派遣事業、指定管理者、毒劇物一般販売業といったように業務内容・実績は多岐にわたります。

社名については文字通りですが、大きくおこす・大いにさかんにするといった意味を込めてのものです。この精神は「信頼と実績を積み重ね限りなく発展することを目指す」という弊社の企業理念として現在も受け継がれております。

私は「外柔内剛」を座右の銘としております。人と接する際には柔らかく和やかな雰囲気でも臨み、また自身を律し決断できる人間でありたいと平素より心がけております。趣味としてゴルフを楽しんでおりますが、先程申しました自身を律することの難しさと何度も向き合う場面があるからこそ長く続いているのかもしれない。

株式会社シナプス S.G.S 事業部

加盟
企業

代表取締役 北村 真一

〒810-8516
福岡市中央区今泉1丁目12番23号
西鉄今泉ビル5F
TEL 092-731-5192
FAX 092-731-5190
<https://www.synapse-web.jp>



弊社は平成8年に設立され、モデル・タレントのキャスティング事業、ラジオ番組やイベントの企画、各種メディアコンテンツの制作、また福岡オーブントップバスの運営管理と福岡を中心に多岐にわたり活動しているグローバル・エンターテインメント企業です。

全くの畑違いな業種から令和3年11月に福岡県公安委員会様より認定をいただき、1号業務の営業を開始。翌年4月に福岡県警備業協会に加盟、同年8月より2号業務においても営業を開始しました。

大規模イベントで臨時バスの運行時や外国人観光客を対象とした乗客の整理・案内・誘導といったアテンド業務を元々実施する機会があったのですが、自社で警備業の認定を得ていた方がより納得できるサービスが提供できるのではないかと思います。弊社は外国人モデル・タレントのキャスティング、翻訳・通訳も業務内容としておりましたので、言葉がわからない事を起因とするトラブルに関しては概ね心配ありません。安全とおもてなしを提供するセキュリティ・アテンダントは弊社の特色と考えております。

私個人としましては、誰よりも仕事を楽しくしている事に幸せを感じております。

有限会社タイガーセキュリティ / 阪元 冬也さん(25) 勤続年数 1年

NEW
FACE

宮崎県出身の阪元です。憧れの福岡で働きたいとネットの求人広告を検索していたら、「寮完備」の言葉に目が留まり、以前から警備の仕事に興味があったのもあり応募したのがきっかけです。

今は、施設の駐車場警備業務に従事しています。業務で難しいと思うところは、教わった様に誘導しても合図がわかりにくいと苦情を言われたりすることです。しかし「ありがとう」といった感謝の言葉をいただくと嬉しくなります。今後は、様々な業務を経験して資格取得にも挑戦したいです。

趣味は、心霊スポット巡りです。同じ趣味の友達を SNS を通じて一緒に巡ったり、最近は一人でも行ったりして非日常的な体験をして活力を得ています。ご一緒しませんか？

★上司からのメッセージ★ 業務部部长 木下 美紀 氏

入社して一年が経ちますね。振り返れば面接の電話を受けた際、方言があり懐かしく感じ今に至る中、警備業に興味があると言ってくれたことが、私はもの凄く嬉しくなり、一緒に頑張っていきたいと思いました。今は各現場にて真剣に取り組む姿勢を見て、頼もしく感じています。ミスを恐れずいつも通りの阪元隊員の力を発揮してください。もし何か悩み事や不安な事があれば私で良ければ遠慮なく相談してきて下さいね。



株式会社コアズ 北九州支社 / 小島 萌花さん (23) 勤続年数 8 ヶ月

NEW
FACE

就職活動中、ショッピングへ行った時に警備員さんがお客様に礼を尽くしてる姿に感銘を受け、応募し、採用していただいたのが入社きっかけです。実際に警備業に携わることになり、自分の動作で相手に伝える難しさ、状況を把握しておかないと伝えることのできない難しさ、1人で業務をすることの難しさ、何よりお客様より質問された時に的確に答えることの難しさを痛感しましたが、諸先輩方の優しい指導に支えられています。今は、現場と事務所の両立で精一杯ですが、今後は「隊長になりたい!」という目標に向かって精進いたします。休みの日は大好きなジャニーズの音楽を聴き、特に嵐の二宮くん♥のTVを観たり、時には少林寺拳法をして充実させています。



★上司からのメッセージ★ 警務課課長兼教育課長 牧 毅 氏

小島さんは、令和4年4月に入社後、交通・雑踏警備を中心に、現場での経験を積み日々努力しています。

また、本人の性格は明るく、行動力もあり、他の社員からも頼られる存在になっています。将来的には、コアズの一翼を担う存在になるよう期待しています。

セントラル警備保障株式会社 福岡支社 / C-SParX / ドローン事業

警備
ロボット

C-SParX



ドローン

CSP 警備ロボット「C-SParX」(シースパークス)はマッピングされたルートを正確に自律走行し、カメラでとらえた画像のAI分析により異常をすばやく発見し警備員に知らせます。このほか、顔認証、映像監視・録画、案内・威嚇の機能も備えています。警備員とロボットが連携した警備サービスをオフィスビルや駅などへの提供のほか、セキュリティプラットフォームにも組み込み、安全・安心なまちづくりの創造に貢献します。

「ドローン事業」では狭小空間や屋内外、水中などの様々なシーンでのドローン点検サービスや、長時間飛行が可能な有線ドローンによる広域監視サービス、不正ドローンの対処を行うカウンタードローンシステムの販売とレンタルやドローンスクールなど、多岐に渡る事業を展開しています。



業務課 係長
中村 真悟 氏

～犯罪のない 安全・安心な社会をめざして～

—警備業防犯組合連絡協議会—

活動報告

戸畑警備業防犯連絡協議会

会長 龍 雅博

去る 2022 年 12 月 13 日、戸畑防犯連絡協議会などの主催で「年末年始特別警戒合同出動式」が戸畑区の汐井町公園において開催されました。

警察・消防・行政をはじめとした地域防犯を担う区民や団体など約 100 人が参加し、一日警察署長を務めた戸畑区出身の元 A K B 48 の 2 期生、梅田 彩佳さんが主催者、来賓と部隊視閲を行った後、部隊が出発しました。

当「戸畑警備業防犯連絡協議会」からは龍会長と警備員 2 名、車両 1 台で参加し、来賓として第一警備保障株式会社の宮原 和貴社長がご臨席されました。



中央警備業防犯組合

組合長 奥村 雅弘

令和 4 年 12 月 5 日、福岡市中央区天神の警固公園にて「年末年始特別警戒出動式」が開催され、当組合から 30 名（全体では 400 名）が参加いたしました。

福岡出身でモデル・女優の井桁 弘恵 さんが一日警察署長を務め、出動式後の街頭パレードは、警固公園から新天町を通過して天神地下街へと続き、各方面へ防犯を呼びかけました。



博多警備業防犯組合

組合長 棚田 正憲

令和 4 年 11 月 28 日、福岡県を中心に活動しているタレントのナカジーこと中島 浩二 氏が一日博多警察署長に委嘱され、博多駅前広場にて「年末年始特別警戒出動式」が開催されました。当日は、ご来賓・関係機関・団体より多くの方が参加、当組合からも約 30 名が参加いたしました。

街頭パレードでは、スローガンでもある「博多を安全安心な街へ - この街は我々が守る -」を掲げ、博多の街を力強く行進いたしました。

また、令和 4 年 12 月 8 日には中洲町連合会との共催で福岡県警察音楽隊を先頭に博多安全安心決起パレードを開催。同パレードには岡部 正勝 県警本部長も参加され、ご挨拶をいただきました。



【西警察署警備業防犯連絡会設立 15 周年記念式典】

令和 4 年 11 月 29 日、ホテルマリノアリゾート福岡（福岡市西区小戸）において、西警察署警備業防犯連絡会が設立 15 周年を記念し式典・祝賀会を行いました。

平成 19 年 6 月に「西警察署警備業防犯連絡会」として設立し、平成 23 年 4 月には「西区子ども女性見守り隊」を結成。会に所属する警備会社の隊員が日常に実施する業務を通じ地域の安全への貢献を目指す、警備業の団体としては全国初の取組でした。

また平成 24 年より防犯ブザーの街頭配布も実施し、子ども達自身が事故や事件に巻き込まれぬよう啓発活動にも取り組んできました。翌平成 25 年からは連絡会より西区長に防犯ブザーの贈呈も併せて行われており、継続して実施してきたこの活動は今年で 10 年目を迎えます。

平成 26 年からは西警察署からの支援・推薦により、市が行う街頭防犯カメラ設置補助金制度において「その他市長が認める団体」として、警備業界で初の認可を得、西区管内において防犯カメラの設置・運用を推進しています。

これらの活動が式典のオープニングに動画で紹介され、入里 健二 会長より挨拶があり、西警察署長佐伯 光一 氏と西区長駒田 浩良 氏よりそれぞれ祝辞を賜りました。

会の活動に対し非常に協力的であった第 6 代西警察署長の原田 大助 氏の乾杯の挨拶により開宴した祝賀会では、来賓の方々の意見交換も活発に行われ盛況の中、事務局長である野形 修一 氏の挨拶により閉宴となりました。



【年末年始特別警戒出動式】

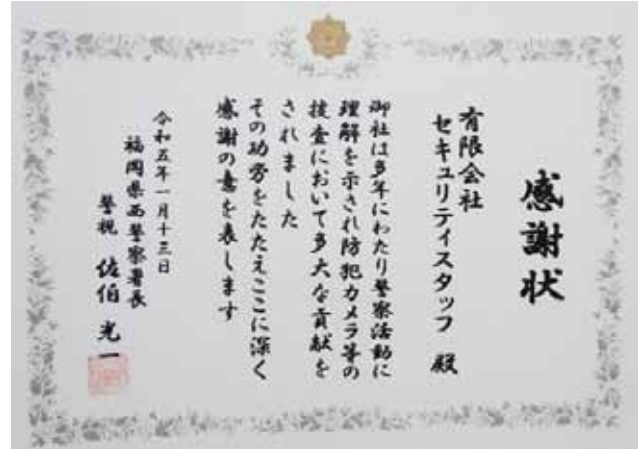
令和 4 年 12 月 1 日、福岡市西区今宿の三菱電機体育館において「西警察署年末年始特別警戒出動式」が開催され警察・行政をはじめ各関係機関等から数多くの方々が参加。当連絡会からは 10 名が参加。当日は一日警察署長を二所ノ関親方（元横綱 稀勢の里）が務められ、力強い挨拶の後、九州大学吹奏楽部の華やかな演奏と代表者による防犯宣言が読み上げられ、グラウンドで部隊視閲を行った後、部隊が出動しました。



【感謝状 受賞】

有限会社セキュリティスタッフは、令和5年1月13日、多年にわたる防犯カメラ等の捜査協力により、福岡県西警察署長から感謝状が授与されました。

例年ならば警察署において表彰式が執り行われるところ、新型コロナウイルス拡大防止の為、今回は西警察署刑事第一課長 豊福正史 氏が有限会社セキュリティスタッフに来社され、感謝状の授与が行われました。



折尾警備業防犯連絡会 会長 崎山 浩幸

令和5年1月22日（日）、福岡市中央区天神エルガーラホール7Fにおいて、株式会社西部警備保障 代表取締役 崎山禮子 氏が、地元遠賀町内で永年行っている青色防犯パトロール活動について福岡県「みんなで防犯応援隊表彰」を受賞。

その後、オンラインイベント「福岡ながラ！防犯SHOW」に出席して、受賞に対する感謝の言葉を述べました。



自治体への要望書提出

～自治体へ令和5年度入札に向けた要望書を提出～

本年も協会役員と適正取引推進特別委員会メンバーが、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市の各

自治体を訪問して、令和5年度の入札に向けた要望書を提出しました。



福岡県 令和5年1月13日



福岡市 令和4年12月13日



北九州市 令和4年12月21日



久留米市 令和4年12月2日

今回、要望書提出に当たり、事前に入札に関するアンケート調査を行い、このアンケート結果をもとに各自治体の担当者と昨年9月から10月にかけて、事務担当者との意見交換を行いました。この意見交換会では、入札の実態や警備業界の現状等について討議し、今年度も次の6項目について要望を行いました。

- 1 入札の実施時期について
- 2 複数年契約について
- 3 適正な予定価格の積算について

- 4 最低制限価格の設定及び最低率の引上げについて

- 5 分離発注について

- 6 警備業法等を遵守した発注について

この、要望書提出に際し各自治体とも、対応できるものについては順次速やかに改善していくとの意向で、特に、久留米市については、複数年契約及び入札実施時期の見直しについて、要望に沿った形で実施する予定であるとの確約を得ました。

随 想

「監事就任にあたって」



一般社団法人福岡県警備業協会
監事

井上昌宏

(篠原公認会計士事務所グループ 公認会計士)

昨年5月に福岡県警備業協会の監事を拝命し、新役員として就任させていただきました井上でございます。微力ではありますが警備業業界及び協会の発展のために少しでもお役に立てるよう努力していく所存でございますので、どうぞよろしくお願い致します。

私は、現在篠原公認会計士事務所グループに所属している公認会計士でございます。2008年に公認会計士試験に合格しまして、合格後は、あずさ監査法人に10年ほど勤務いたしました。監査法人では、製造業、金融業、通信業等の事業会社に対する会計監査を中心に国立大学法人や地方公共団体の監査、アドバイザー業務や内部統制構築支援業務などに携わってまいりました。その後、2018年にあずさ監査法人を退職しまして、篠原公認会計士事務所グループに入所し、現在同事務所にて医療法人、事業会社に対する会計監査や税務業務、デューデリジェンス業務を主に担当しております。

さて、福岡県における近年の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成15年以降減少を続けており、データ上は大きく回復してきているといえますが、凶悪事件が相次いで発生しており、多くの県民の体感的な治安は依然として改善されていないように思います。また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、自粛要請等が大きく緩和され、旅

行やイベントの開催などもコロナ前に戻りつつあり、人や物の流通も回復の兆しを見せています。そのような情勢の中、施設警備や雑踏・交通誘導警備など多様なサービスを提供されている警備業の必要性は、今後再び高まっていくことが予想されます。このような中でICT等のテクノロジーを使ったデジタル化や機械化などを含めたDXへの取り組みはさらに進んで行くものと考えられます。

また、税務や会計の面でも、インボイス制度の導入や延期されていた電子帳簿保存法の全面施行、防衛費増額に伴う法人税の増税が与党の税制改正大綱に盛り込まれるなど、大きな変革が予想され、この点においてもさらなるデジタル化や効率化などDXへの取り組みを進めていく必要があります。

このように大きく変動する社会情勢の中、監事として選任をいただいたのですが、過去の監査業務や税務業務等を通じて警備業と係わるのは初めてのことで、警備業界については全くの門外漢です。しかし、公認会計士が業務の中心としています会計や税務、組織の内部統制などは、業界を問わず共通する部分が多くございます。そのため、まずは自分の得意分野であります、会計や内部統制といったところを切り口として監事業務を進めていく中で、警備業における業務や業界内外の経営環境、コンプライアンス体制等についての理解を深めていくとともに、業界の外部者という客観的な視点も大切にしながら、協会の将来の発展を見据えた基盤づくりに少しでも寄与できればと考えております。

何かと至らない点も多いかと思いますが、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆様、ご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

トピックス

～全国警備業協会会長表彰受賞～



株式会社ユニティ 高谷 幸一 氏

会員の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、全国警備業協会創立50周年に当たり全国警備業協会会長表彰を受賞できましたことは、身に余る光栄であります。

私は、全国警備業協会にて、労務単価研究会・労務管理問題小委員会・警備業務適正化小委員会の委員を務めてきました。

振り返ると、警備料金が低下する中で国土交通省から「社会保険未加入問題」の取り組みが始まり、賃金アップや待遇の改善が進み、更には「働き方改革」の取り組みで、以前に比べて警備員の待遇はか

なり改善されました。しかしながら、人口減少や働く人の意識変化、そして従前からのイメージの悪さなどもあり、警備員の採用の難しさは増すばかりです。

今後の業界及び各企業の存続・発展の為、全国及び各県の協会においては色々な施策が取り組まれています。私も微力ながら、これまで以上の取り組みを皆様と共に行っていきたくと思います。

最後になりますが、皆様の今後益々のご健勝ご活躍を祈念して、お礼の言葉とさせていただきます。

本当に有難うございました。



令和4年度 安全パトロールの実施について

～ 警備員の労働災害撲滅推進 ～

福岡県警備業協会では、労務委員会及び業務委員会（交通部）が中心となり、福岡県警察本部生活保安課警備業係及び交通安全活動推進センターの協力を得て、新型コロナウイルス感染防止の観点から2年間中止していた「交通安全パトロール」を以下のとおり実施しました。

また、このパトロールにおいては、福岡・北九州両地区における道路工事や建設工事現場において、交通誘導警備業務に従事する警備員の労働災害防止の徹底を期して、各種安全対策の指導や協力の依頼を行いました。

1 実施日時、場所、実施員

(1) 福岡地区

ア 実施日時

令和4年11月29日（火）
午後0時40分～午後3時30分

イ 実施場所

福岡市博多区、同東区 計 4ヶ所

ウ 実施員

福岡県警備業協会 業務委員長ほか 8名
福岡県警本部生活保安課警備業係 1名
交通安全活動推進センター調査員 1名
計 10名

(2) 北九州地区

ア 実施日時

令和4年11月28日（月）
午前11時30分～午後4時00分

イ 実施場所

北九州市八幡東、同八幡西区 計 4ヶ所

ウ 実施員

福岡県警備業協会 労務委員長ほか 5名
福岡県警本部生活保安課警備業係 1名
交通安全活動推進センター調査員 1名
計 7名

2 実施状況

福岡地区及び北九州地区における交通誘導警備業務を実施している建設・道路工事現場等を巡回して、次のとおり、目視・聴取等により警備業務

実施状況を確認し、必要な指導・要請等を行うとともに、事故防止意識の高揚を図りました。

(1) 警備業務実施状況の目視等による確認

- ・ 保安用資機材の設置状況（道路使用許可条件の遵守状況）
- ・ 警備員（交通誘導員）の位置
- ・ 交通誘導等の合図要領
- ・ 交互通行誘導要領
- ・ 服装等

(2) 警備業務従事中の警備員に対する聴取等による確認

- ・ 道路使用許可条件の確認の有無
- ・ 自社での事前教育の有無
- ・ 自社幹部や警備員指導教育責任者等の巡察及び指導の有無
- ・ 警備員間及び工事現場責任者との連携の有無
- ・ 後進誘導実施の際の運転手との打ち合わせの有無
- ・ 警笛の携帯の有無
- ・ 休憩、食事及びトイレの場所確保の有無
- ・ K Y（危険予知）訓練の有無
- ・ 始業前の準備運動の有無
- ・ 配置基準路線の理解の有無
- ・ 契約以外の対応の有無

(3) 警備員に対する指導啓発

警備員に対して「交通誘導警備業務に従事する警備員さんへ」と題するチラシを配布して労働災害防止に対する意識を高揚しました。

(4) 工事責任者に対する要請

工事責任者に対して「現場責任者の方へのお願い」と題するチラシを配布し、工事中における各種事故防止の観点から、警備員に対する労働災害防止の指導・教養等について要請しました。

3 実施結果

福岡・北九州の両地区における実施当日、それぞれにおいて警備業務実施状況や指導事項等を確認するとともに、後日、福岡・北九州地区合同による報告・検討会を開催した結果

- ◎ 警笛の不携帯
- ◎ 始業前準備運動の不実施
- ◎ 安全靴の不使用
- ◎ 道路使用許可条件の不確認
- ◎ 指教責等による巡察・現場指導が不十分等が散見されましたが、重大な不適切事項や法令違反等は認められず

- ◎ 受け答えが非常に良好である
- ◎ 常に広い視野を保持して警戒に当たっている
- ◎ プロ意識を持って第三者とユーザーの安全確保に努めている
- ◎ 日中にもかかわらず雨天（曇天）のため誘導灯を点灯している

等の良好な点が認められるなど、全般的に各現場とも安全に配慮した業務がなされていました。

また、現場警備員から「作業中のトラブルで午後9時ころまで残業した際、通行人から『よくやっているね』と声を掛けられ、このような場合、通常は苦情めいた言葉が多い中、この時はお褒めの言葉であったので非常にうれしかった。」との声が聞かれるなど、警備業務にやりがいを感じられるエピソードも把握することができました。

4 終わりに

今回、パトロールの結果を踏まえて、労務委員会、業務委員会において、重点スローガンを設けて活動していくことと致しました。



【令和5年 スローガン】

- ◎ 警笛の携帯を徹底しましょう
- ◎ 端正な服装に努めましょう
- ◎ 適正な現場配置を心掛けましょう

【設定理由】

- 安全パトロールにおいて、警笛の不携帯が複数認められ、安全靴の不使用も認められたことから、適正な警備業務の実施と自身の安全確保のため、警笛を始めとした必要な装備品の携帯と着装を徹底する必要がある。
- 安全パトロールにおいて、空調服や雨衣の着用の際、一部に私服の露出等が見受けられたことから、毀損、汚損等の制服を着用しないことはもとより、届け出がなされた服装と端正な身だしなみに心掛ける必要がある。
- 安全パトロールにおいて、警備員に道路使用許可条件の未確認が認められたが、現場警備員の安全を守ることは事業者の使命であることから、道路使用許可条件等を事前に確認し、適正配置と明確な指示・指導を行わなければならない。また、現場関係者にあっても、全員が許可条件の不履行は違反であることを認識した上で、適正な現場配置と保安資機材設置に努め、安全確保を図る必要がある。

これからも、警備業者と警備員が気持ちを一つにして、現場管理の徹底と基本原則の励行により、労働災害ゼロを目指していきましょう。

福岡県で初となる AI を使用した 交通誘導機器の実証実験



令和4年12月8日(木)、有限会社九州中央警備保障 代表取締役 小代 智昭氏は、山梨県で開発された「KB-eye」を使用し、交通誘導警備員ではなくAIが判断して、人・車両を誘導する資機材を令和5年1月より運用を行うにあたり、岡本土木株式会社協賛、公益財団法人北九州産業学術推進機構の補助金事業のもと実証実験を行いました。

官公庁より福岡県警察、北九州技術監理局、国土交通省が、また他に土木関連企業や電気工事関連企業など50名以上が見学に参加しました。

実証実験に先立ち、「建設現場のDX化促進について」というテーマで、岡本土木株式会社 常務取締役 重松 千城氏より、「10年後には警備員は勿論、工事要員にも不足をきたし、各種工事が不能となる可能性がある。これを打破するためのひとつの手段として、今回のAI活用によるハイブリッドなシステムによる警備などを進めていく必要がある」と主張されました。

次に、一般社団法人全国交通誘導DX推進協会 代表理事 秋山 一也氏より「AI警備に関する」説明がありました。この後、KB-eye株式会社 折井

貴洋氏から「システムの基本性能」について説明がなされ、実機を使用した交互通行誘導の在り方を見学しました。工事区間の両端にカメラを取り付けたLED看板が設置され、工事区間内には現場状況確認用のカメラが1台設置されており、また、警備員の配置ポストを削減しながら現場の安全を守ることができ、工事区間に接近する車両をAIがカメラによる認識を行い、自動的に信号の切り替えを行うなど、円滑に誘導ができると確信を得ることができました。最後に随時質疑応答が行われるなど大変有意義な時間でした。

有限会社九州中央警備保障では「KB-eye」を使用し、下記課題の解決に取り組んでいくこととしています。

- ①警備員の高齢化・人材不足問題の解決
- ②ヒューマンエラーによる交通災害の未然防止
- ③長時間、立哨する警備員の熱中症対策等、労働災害対策
- ④建設工事現場におけるDX化の推進
- ⑤交通誘導警備員の地位向上

(KB-eye イメージ)



挨拶を行う小代社長

令和4年「テロ対策福岡パートナーシップ推進会議」への参加

令和4年10月21日福岡県警察第一機動隊において、令和4年「テロ対策福岡パートナーシップ推進会議」が開催され、当協会から谷正人専務理事が参加しました。

このテロ対策福岡パートナーシップは、テロを未然に防止するため、関係機関・団体、民間事業者及び地域住民等が緊密に連携し、継続的に各種テロ対策を推進することを目的として設立されたもので、今回の会議では危機管理のポイントとして、警戒体制の確立並びにテロ予告電話・SNSへの対応、爆

弾テロ・化学テロへの対応及びドローン等飛行物への対応などの措置要領等について具体的に解説がなされるとともに、機動隊員によるテロ対策訓練が行われました。

参加者は、今後もテロの未然防止に向けた各機関相互の情報共有、危機管理意識の醸成及び自主警備体制の強化、各構成員における即応体制及び通報連絡体制の強化など、官民一体となったテロ対策を推進し、「テロを許さない社会の実現」を目指していくべく決意を新たにしました。



万引防止キャンペーンへの参加

令和4年10月26日、福岡市役所西側ふれあい広場において福岡県万引防止連絡協議会会員として、当協会谷正人専務理事と同中原伸宏事務局長が万引防止啓発活動に参加しました。

当日は、福岡県警察音楽隊の「安全・安心コン

サート」の開催に併せて、県警と協働して万引防止啓発用品（チラシ・ボールペン・ウエットティッシュ）の配付を行い、広く県民に万引防止を呼びかけました。



福岡市防災フェアへの参加

令和4年11月5日（土）福岡市西区小戸マリノアシティ福岡において、令和4年度福岡市防災フェア『防災・交通安全・防犯「見て！学んで！体験しよう！』』が開催されました。

当日は、消防艇・消防ヘリの旋回、消防音楽隊の演奏、海上保安部における水難事故救助訓練などが



行われ、当協会からは災害訓練時の状況写真展示等の警備業務に関するパネルを展示するとともに、広報用リーフレット、ハンカチ、チラシの配布を行い、警備業務の各種紹介等について広報活動を行いました。



「第38回福岡県交通安全県民大会」の開催について

県民の交通安全意識の更なる高揚を図り、交通事故のない安全で安心な福岡県を実現するため、令和4年11月15日、福岡国際会議場メインホール（福岡市）において「第38回福岡県交通安全県民大会」が開催され、当協会から中原伸宏事務局長が参加しました。

同大会はコロナの影響により3年ぶりの開催で、県内の交通安全に功労があった方や長年にわたり安

全運転に努めてきた方への表彰をはじめ、交通事故犠牲者への黙とう、交通安全宣言が行われたほか、福岡県警察音楽隊による演奏が披露されました。また、大会では生嶋亮介福岡県副知事が、県内の交通事故について、発生件数は減少傾向にあるものの、飲酒運転の撲滅には至っていないことから、今後も県民一丸となって飲酒運転撲滅運動を強力に推進していくとの挨拶が行われました。



高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う警備業務の実施について

令和4年12月19日、福岡県糸島市で、また、年が明けて1月3日には福岡県古賀市において高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

これに伴い福岡県農林水産部畜産課から、平成24年に当協会と福岡県で締結した「口蹄疫等防疫支援に関する協定書」に基づき、協会に対して緊急支援業務の要請がなされました。

要請内容については、発生場所周辺における消毒ポイント運営に係る警備業務で、その作業は、「対象車両の消毒場所への誘導」でした。

この要請内容に基づき、事前登録されている協力会社に要請を打診したところ、消毒ポイント8ポイント（糸島市発生5ポイント、古賀市発生3ポイント）に対して警備会社4社による緊急支援警備業務が迅速に行われ、事故等なく警備業務を完了しました。

近年、この鳥インフルエンザは全国的に発生して

おり、福岡県においても、本協定に基づき、過去、平成28年大牟田市、令和2年宗像市、令和3年みやま市において支援要請がなされ、それぞれ警備業務を実施しています。今後も冬期における鳥インフルエンザの発生が懸念され、これに伴う緊急支援業務要請も予測されることから、今後も迅速な対応が期待されているところです。

また、今回の緊急支援業務に対しても、その緊急警備業務の実効性を高めるため、当協会から補助金が交付される予定です。

～今回の協力会社～

株式会社ASP

株式会社にしけい

ALSOK福岡株式会社

アイギスセキュリティ株式会社

【ポイントにおける警備業務状況】



合格おめでとう

特別講習(施設警備業務1級検定)合格者

(令和4年9月17日～18日実施=順不同・敬称略)

氏名			
古川清久	畠江修一郎		
田島由貴	松金英樹		
三嶋浩史	片山敦也		
荒牧秀寿	菅野誠		
大庭武彦	宮本貴史		
酒見彰	堀健次		
稲木将吾	萩原成矢		
古賀純一	小島大蔵		
塩山竜也	池田龍太		
田町正英	織田信幸		
永島匡直	藤原健作		
森下恭介	河野好男		
渡邊祐希	村田忠昭		
永江祐一			

※掲載を希望しない方…0名 (27名)

区分	受験者	合格者	合格率
本講習	34名	27名	79.4%
再考査	0名	0名	0.0%
計	34名	27名	79.4%

特別講習(雑踏警備業務2級検定)合格者

(令和4年9月23日～24日実施=順不同・敬称略)

氏名			
斉藤裕貴	實田明		
重住昇	福島亮		
川口健太郎	金子茂		
神野弘治	高崎幹弘		
田中朔矢	松田聖矢		
白石武史	福井竜文		
西島浩一郎	工藤泰男		
坂丸信一	大塚英俊		
成田和美	渋谷邦智		
柴田謙一	小畠萌花		
原田弘志			

※掲載を希望しない方…7名 (21名)

区分	受験者	合格者	合格率
本講習	35名	28名	80.0%
再考査	0名	0名	0.0%
計	35名	28名	80.0%

特別講習(施設警備業務2級検定)合格者

(令和4年11月12日～13日実施=順不同・敬称略)

氏名			
浦太	常門辰光		
有永雄太	中島貴志		
古賀孝	池田充宏		
秋山政実	椛島雅秀		
吉鶴健二	田尻潤		
小林裕也	南郷成輝		
石田智洋	棚町将朗		
鶴田健二	安部雄太		
古賀信人	池田典寿		
平田信二	森永雅晶		
羽江真人	尾崎純平		
岡田直樹	工藤修		
豊嶋佑有	岩崎誠		
城本崇	林宏美		
鳥越威志	波留洋一		
大村克己	伊藤太士		

※掲載を希望しない方…1名 (32名)

区分	受験者	合格者	合格率
本講習	47名	31名	66.0%
再考査	6名	2名	33.3%
計	53名	33名	62.3%

特別講習(交通誘導警備業務2級検定)合格者

(令和4年11月26日～27日実施=順不同・敬称略)

氏名			
長岡勝	重末拓郎		
宮田知彦	佐藤昭義		
藤岡浩一	岩崎孝行		
藤本朝男	河野隆治		
宇留島敬二	大石雅利		
國友達也	丸山亮吉		
西田秀喜	松内龍彦		
加末直幸	北村伸吾		
市原翔太	東恒平		
城本崇	西山竜太		
堀越誠司	田口直樹		
代野宝	眞鍋礼江		
平山和彦	中山町子		

※掲載を希望しない方…7名 (26名)

区分	受験者	合格者	合格率
本講習	48名	32名	66.7%
再考査	8名	1名	12.5%
計	56名	33名	58.9%

理事会コーナー（令和4年10月～令和5年1月）

令和4年度 第4回理事会

- 令和4年10月3日（月）午後3時00分～
- 中小企業振興センター
- 折田会長以下14名

【審議事項】

- 第1号議案 各自治体への要望書の提出について
- 第2号議案 会員の入退会について

令和4年度 第5回理事会

- 令和4年12月13日（火）午後4時00分～
- 博多サンヒルズホテル
- 折田会長以下14名

【審議事項】

- 第1号議案 経営者等研修会並びに賀詞交歓会の開催について
- 第2号議案 会員の入会について

委員会コーナー（令和4年10月～令和5年1月）

令和4年度第3回教育委員会

- 令和4年10月17日（月）午前9時35分～
- Web（Zoom）会議
- 柴田委員長以下9名
- 議案
 - ・特別講習等補助員について
 - ・特別講習等の運用について
 - ・特別講習講師研修会について

令和4年度第1回労務・業務（交通部会）合同委員会

- 令和4年11月16日（水）午後1時30分～
- Web（Zoom）会議
- 小代委員長、坂上委員長以下10名
- 議案
 - 令和4年度安全パトロールについて

令和4年度第2回総務委員会

- 令和4年11月16日（水）午後3時30分～
- 協会警備員教育研修センター
- 松山委員長以下6名
- 議案
 - 創立50周年記念行事について

令和4年度第3回総務委員会

- 令和4年12月7日（水）午後3時00分～
- 協会警備員教育研修センター
- 松山委員長以下6名
- 議案
 - 創立50周年記念行事について

令和4年度第2回労務・業務（交通部会）合同委員会

- 令和4年12月9日（金）午後1時30分～
- 協会警備員教育研修センター
- 小代委員長、坂上委員長以下11名
- 議案
 - 令和4年度安全パトロールの実施結果について

令和4年度労務・広報合同委員会

- 令和4年12月9日（金）午後3時00分～
- 協会警備員教育研修センター
- 小代委員長以下10名
- 議案
 - 令和4年度労災事故防止に関する論文、ポスター、標語の審査について

令和4年度第1回運営委員会

- 令和4年12月26日（月）午後2時00分～
- 協会警備員教育研修センター
- 棚田委員長以下10名
- 議案
 - 創立50周年記念行事等について

第1回創立50周年記念行事実行委員会

- 令和5年1月23日（月）午前11時00分～
- 協会警備員教育研修センター
- 棚田委員長以下16名
- 議案
 - 創立50周年記念行事に関する打合せについて

全警協・九警協情報（令和4年9月～令和5年1月）

【全警協関係】

会議等名	日時	場所	議題 / 開催内容	協会関係出席者
第3回 総務委員会	R4.9.27	京王プラザホテル	令和4年度 第3回理事会に諮るべき案件 ≪決議事項≫ ○「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の一部改正(案)について ○「自然災害発生時における警備員の安全確保のためのガイドライン」(案)について ○「警備業経営者のための倫理要綱」の一部改訂(案)及び「警備員処遇改善に向けたスローガン」(案)について ○「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」の一部改訂(案)について ○「技術研究専門部員規程」の一部改正(案)について ≪報告事項≫ ○「災害時における地域安全の確保等に係る警備業務の実施に関する協定等」(ひな形)(案)について ○全警協創立50周年記念式典の概要 ○全警協創立50周年記念誌の概要 ○関係省庁等に対する予算編成に当たっての要望書の提出について ○全警協ホームページのリニューアルについて	会長 折田 康德
第3回 理事会	R4.9.28	京王プラザホテル	同上	会長 折田 康德
全警協 創立50周年記念式典	R4.11.7	京王プラザホテル	○全警協会長挨拶 ○来賓紹介 ○来賓挨拶 ○表彰式 ○記念講演 「全警協50年の歩みの中で3.5兆円産業に成長した ～我が国警備業の強さと課題」 仙台大学前学長（現東京農学大学客員教授） 遠藤 保雄 氏	会長 折田 康德 事務局長 中原 伸宏
第5回 ICT作業部会 WTミーティング	R4.11.21	全警協会議室	○警備業におけるICT活用へ向けた方向性の確認について	三協警備保障株式会社 代表取締役社長 森田 沙耶
第4回 総務委員会	R4.12.7	京王プラザホテル	令和4年度 第4回理事会に諮るべき案件 ≪報告事項≫ ○デジタル臨時行政調査の動向について ○全国警備業殉職者慰霊祭の内容について ○全警協eラーニング導入の進捗状況について ○警備業者賠償責任保険団体制度の進捗状況について ○価格交渉月間アンケート調査及び下請Gメンによるヒアリング調査結果について ○警察行政手続きサイトについて ○「警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の一部訂正について	会長 折田 康德
第4回 理事会	R4.12.7	京王プラザホテル	同上	会長 折田 康德

【九警協関係】

会議等名	日時	場所	議題 / 開催内容	協会関係出席者
令和4年度 理事会	R4.11.17	JR九州 ホテル ブラスサム 大分	○ 当面の諸問題について	会長 折田 康德 専務理事 谷 正人 事務局長 中原 伸宏 総務部長 江淵 眞一郎

会員の異動

令和5年1月31日現在
加盟会員数 306社

入会

※令和4年10月1日

- ヒトトヒト(株)福岡支店
代表者：中田 哲志
所在地：〒812-0011
福岡市博多区博多駅前2-11-16
第2大西ビル3F
TEL：092-710-7297
FAX：092-710-7298
- (株)ツクヨミ
代表者：伊東 正人
所在地：〒822-0001
直方市大字感田2327-1
TEL：0949-52-6790
FAX：0949-52-6789

※令和5年1月1日

- (株) sink or swim
代表者：渡辺 鉄也
所在地：〒811-1351
福岡市南区屋形原1-5-3-1
TEL：092-710-3797
FAX：092-710-3798

- (株)コーリンブロス福岡営業所
代表者：高林 克己
所在地：〒815-0033
福岡市南区大橋1-19-20
プラージュ大橋903号
TEL：092-558-3977
FAX：092-558-3157

代表者の変更

- 朝日建物管理(株)九州支店
旧 中西 正人
新 内丸 禎樹
- (株)九州ビルサービス福岡
旧 古村 勝
新 佐野 哲也
- 三協警備保障(株)
旧 森田 節子
新 森田 沙耶
- 西部ビル管理(株)
旧 谷川 義行
新 谷川 広行
- 富士警備保障(株)福岡支社
旧 吉村 英治
新 川田 健一郎

● (株)セノン 福岡支社

旧 福田 安和

新 北田 浩司

● (株)にしけいメンテナンス

旧 三池 信一

新 山口 浩一

所在地、電話、FAX 番号の変更

● セコム(株)九州本部

旧 〒 810-0001

福岡市中央区天神 2-14-8

福岡天神センタービル 6F

T E L : 092-713-7033

F A X : 092-721-4879

新 〒 812-0024

福岡市博多区綱場町 9-20

長府博多ビジネスセンター 4F

T E L : 092-577-0910

F A X : 092-577-0920

会社名、FAX 番号の変更

● NX キャッシュ・ロジスティクス(株)

九州支店 福岡センター

旧 日本通運(株)

九州警送支店 福岡警送事業所

F A X : 092-732-7024

新 NX キャッシュ・ロジスティクス(株)

九州支店 福岡センター

F A X : 092-732-7182

所在地の変更

● アイギスセキュリティ(株)

旧 〒 806-0021

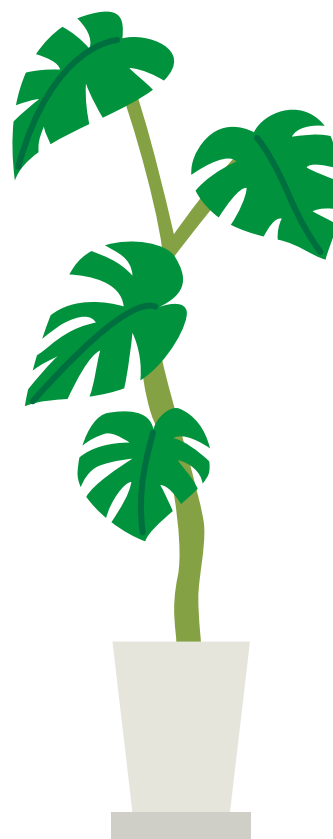
北九州市八幡西区黒崎 3-1-3

菅原第一ビルディング 5 階 E 号室

新 〒 806-0022

北九州市八幡西区藤田 4-2-13

リポート黒崎



中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- （1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- （以下、略）

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

- > 1か月の起算日は毎月1日
- > 法定休日は日曜日
- > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
- > 時間外労働の割増賃金率
60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下） カレンダー白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超） カレンダー緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

【活用例】

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

● 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

● 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用

助成率 75%

一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

暴力団等反社会的勢力排除宣言

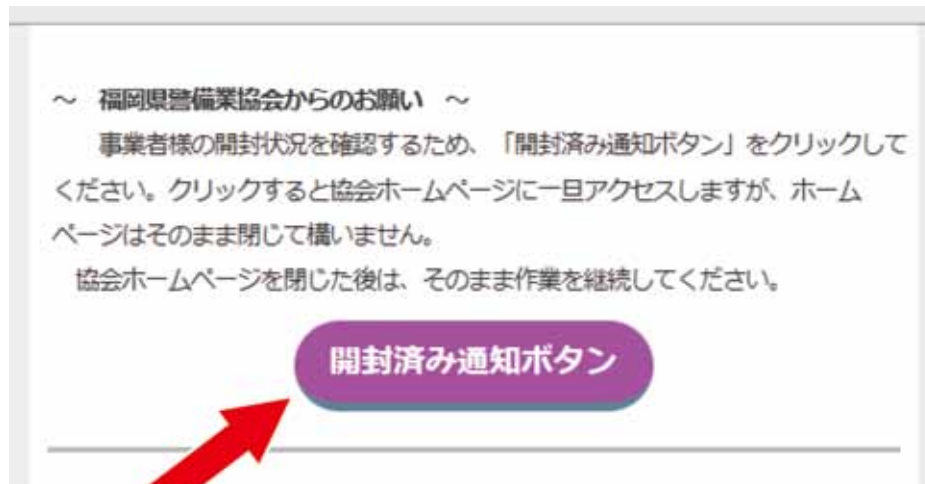
私たち警備業は、人の生命、身体、財産を守る安全産業としての自覚と誇りを持ち、適正な業務の提供に努めるとともに警備業に対する社会的信頼を高めるため、外部専門機関と連携して、組織的に次の事項を実践し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力を排除します。

- 1 私たちは、暴力団等反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
- 1 私たちは、暴力団等反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供その他一切の取引を行いません。
- 1 私たちは、暴力団等反社会的勢力による不当要求は、断固拒否します。

一般社団法人 福岡県警備業協会

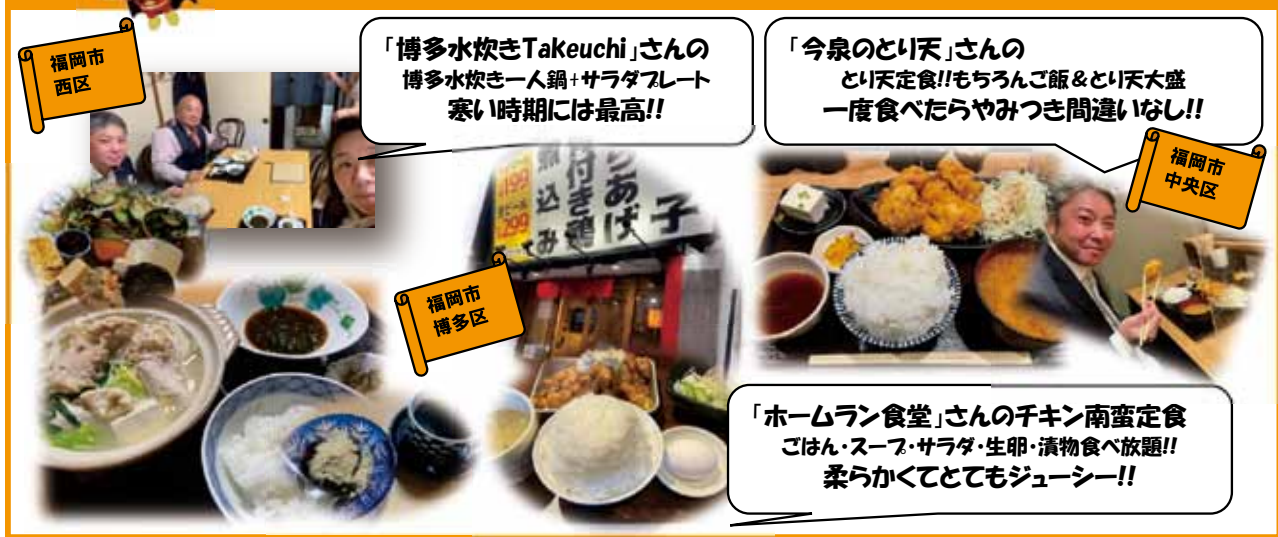
事務局だより

当協会からのメールは、メールの開封後に「開封済み通知ボタン」のクリックをお願いします。



このボタンをクリックすることで、協会が開封、未開封の状況を把握でき、個別対応も可能となります。

広報委員会のせっかく取材に行ったっちゃん!! ～ご当地グルメいただきまーす～



SECURITY FUKUOKA

2023.2 NO.98

発行人 (一社)福岡県警備業協会会長 折田康徳
企画編集担当 (一社)福岡県警備業協会 広報委員会
福岡市博多区博多駅東2-4-31
TEL (092) 471-0300
FAX (092) 471-1904
<http://www2.ocn.ne.jp/~f-keikyo/>

反射テープ付 セフティ空調ベスト

AIR-CONDITIONING VEST
BY SAFETY-TEX



POINT

ジェットスペース 2 本内蔵 (脱着可) で襟元へ風がよく抜けます。

POINT

警備用空調ベスト業界初、上部ファン採用。襟元・脇下へ効率よく風を送ります。

▼ 夜間反射イメージ



NX-011 セフティ空調ベスト

素材：ポリエステル 100%
カラー：ターコイズブルー/ネイビー
サイズ：M / LL / 4L / 6L
※4L・6Lは10%増し

サイズ	着丈	肩幅	胸回	裾回
M(M/L)	66	45	120	85~104
LL(LL/3L)	70	49	132	95~116
4L(4L/5L)	70	53	148	105~128
6L(6L/7L)	72	57	164	115~140

(cm)

販売価格 **¥5,800** 税別

SKSP02 空調ユニット

バッテリー詳細：
6,500mAh(充電時間 約 8 時間)
連続使用时间(目安)：
7.2V / 約 8 時間
6V / 約 12 時間
5V / 約 18 時間
3.3V / 約 24 時間



販売価格 **¥13,600** 税別



ストレッチで
着心地抜群
ストレスフリー

147POB / POL ツートン 長袖ポロシャツ

素材：ポリエステル 100%
カラー：ブルーツートン/ライムツートン
※3L 以上は 10% 増し

サイズ	ネック	着丈	肩幅	胸回	袖丈
SS	37	64	38	88	57
S	39	66	40	94	58
M	41	68	42	100	59
L	43	70	44	106	60
LL	45	72	46	112	61
3L	47	74	48	120	62
4L	49	76	50	128	63
5L	51	78	52	136	63
6L	53	80	54	142	63

(cm)

販売価格 **¥4,400** 税別

148GCN ギンガムネイビー 長袖ニットシャツ

素材：ポリエステル 100%
カラー：紺 × 白、衿ボタンダウン
※3L 以上は 10% 増し

サイズ	ネック	着丈	肩幅	胸回	袖丈
S	37	71	43	104	54
M	39	73	45	108	57
L	41	75	47	112	59
LL	42	77	49	116	60
3L	44	79	51	120	61
4L	46	81	53	124	62
5L	48	82	55	130	63
6L	50	83	57	138	64

(cm)

販売価格 **¥4,400** 税別

熱中症
対策

簡易寒冷
対策

e-シリーズ

ファンユニット対応

ヒートユニット対応

特許権取得

e-ベスト



ブルー×反射

グレー×反射

グリーン×反射

Fオレンジ×反射

Fイエロー×反射

ネイビー×反射

ネイビー

超高耐光 撥水 防風
帯電防止 蛍光色 高輝度反射

e-ベスト

ブルー×反射 (S030-024)

グレー×反射 (S030-023)

グリーン×反射 (S030-025)

Fオレンジ×反射 (S030-015)

Fイエロー×反射 (S030-014)

ネイビー×反射 (S030-016)

S・L・3L・5L・7L

超高耐光 撥水 防風
帯電防止

e-ベスト

ネイビー (S030-013)

S・L・3L・5L・7L

[重量] 約350g

※ブルー・グレー・グリーン・ネイビーは蛍光色ではありません。

※オレンジは超高耐光ではありません。

※2サイズを1サイズに集約しています。

脇下のドット紐でサイズや通風量を調節可能です。

※ファンユニット、ヒートユニットは別売りです。

e-ブルゾン



グレー×反射

ネイビー×反射

超高耐光 撥水 防風
帯電防止 高輝度反射

e-ブルゾン

グレー×反射 (S003-444)

ネイビー×反射 (S003-443)

SS・S・M・L・LL・3L・4L・5L・6L・7L

※ファンユニット、ヒートユニットは別売りです。

e-カッター



NEW

超高耐光 高通気 吸汗速乾
帯電防止

e-カッター

サクスマ×ネイビー (S001-594)

SS・S・M・L・LL・3L・4L・5L・6L・7L

※ファンユニット、ヒートユニットは別売りです。

※ヒートユニットは対応していません。

直射日光を防ぐ
立襟仕様



不要な場合は
折ることも可能

開閉可能な
ファン取付穴



※商品によって位置が異なります。
※e-カッターは立襟仕様ではありません。

4つの保冷剤等
収納ポケット付き



別売



ファンユニットセット
ファン+バッテリー (S499-490)



ヒートユニット
(S499-505)

Brilliant Together

KINBOSHI

株式会社 金星

www.kinboshi-inc.co.jp

● 東京 〒102-0081 東京都千代田区四番町4-8 野村ビル3F

● 大阪 〒537-0025 大阪府大阪市東成区中道1-10-26 サクラ森ノ宮ビル1F

● 岡山 〒711-0907 岡山県倉敷市児島上の町2-1-68

● 福岡 〒812-0022 福岡県福岡市博多区神屋町2-26 1F

● 札幌 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西3-2-14 井門札幌ビル6F

TEL (03) 3511-8441 FAX (03) 3511-8440

TEL (06) 6975-2600 FAX (06) 6975-2001

TEL (086) 470-0511 FAX (086) 470-0364

TEL (092) 260-3508 FAX (092) 260-3518

TEL (011) 232-2333 FAX (011) 232-2332

G-Bestは、ユニフォームから装備品まで高機能・高品質を低価格で実現。

**全国大量
採用中!**

警備用

空調服

夏の過酷な警備シーンに2つのファンの効果で究極の快適性を実現!!

空調服とは

「空調服」とは、服に取付けた2基の小型ファンにより衣服内に大量の外気を取り込み、身体の表面に風を流し、汗が蒸発する時の気化熱で身体を冷やす事で、炎天下の過酷な警備シーンでも涼しく快適に作業が行える究極の商品です。

生理クーラーの原理を利用

人間の身体には発汗による生理的な冷却システムが備わっており、体温が上がると汗をかき、蒸発する際の気化熱で体温を下げます。

この「生理クーラー」と呼ばれる冷却システムを利用しているのが「空調服」です。

ファンから取り入れた大量の外気を身体と衣服の間に平行に流す事により、汗を瞬時に蒸発させ、気化熱で身体を冷やして、涼しく快適な環境を作ります。暑い現場での作業環境の改善や熱中症の防止も期待できます。



空調服の着用効果

1. 疲労軽減
2. 熱中症対策
3. 作業環境の改善により、隊員の定着率アップ、採用コストの削減が図れます。

GK416
夏長袖シャツ(空調服) サックス×ネイビー
¥オープンプライス

GK415
夏長袖シャツ(空調服) ネイビー
¥オープンプライス

G475
夏アジャスターパンツ ネイビー
納入価格 ¥4,600 + 税

G475
夏アジャスターパンツ ネイビー
納入価格 ¥4,600 + 税

空調服構成パーツの組み合わせ

空調服本体とファンユニットバッテリーセットを組み合わせて使用します。

返品不可 ※商品の特性上、お客様のご都合による返品はお受けできませんのでご了承ください。



ファンユニットバッテリーセット (FANBT)



ファン (2個) ケーブル リチウムイオンバッテリー ACアダプター バッテリーケース

※空調服を使用(着用)するには空調服本体の他に別売りのファンユニットバッテリーセットが必要です。空調服用に必要なパーツが全てセットになっています。



FANBT
ファンユニットバッテリーセット
¥オープンプライス

セット内容
・ファン×2 ・ケーブル×1 ・バッテリー本体×1
・ACアダプター×1 ・バッテリーケース×1



ユニフォームの株式会社 **チヨダ**
本社 〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目7番5号
TEL (092) 562-1221 (代) FAX (092) 562-2511
<http://www.chiyoda-jp.com>

北九州支店 〒803-0835 北九州市小倉北区井堀4丁目6番12号
TEL (093) 951-1221 (代) FAX (093) 921-8011
久留米支店 〒830-0016 久留米市通東町4番6号
TEL (0942) 37-1221 (代) FAX (0942) 37-1222
飯塚支店 〒820-0201 嘉麻市漆生899-7
TEL (0948) 21-1221 (代) FAX (0948) 43-3319
ユニフォームショップ 〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目7番5号 チヨダ本社ビル1F
TEL (092) 562-1226 (代) FAX (092) 551-2048